

## 福島再生加速化交付金（第65回）《帰還・移住等環境整備第51回》 の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

### 1. 交付可能額

事業費：1,208百万円 国費913百万円

※福島県、9町村、2組合（21事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

### 2. 主な交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

#### ○被災地域農業復興総合支援事業

・福島県等において、農業用施設等の整備を行います。

《869百万円（660百万円）（1県2町村6事業）》

#### ○福島復興再生拠点整備事業

・大熊町において、一団地の復興再生拠点の整備を行います。

《76百万円（57百万円）（1町2事業）》

#### ○原子力災害被災地域事業所整備等支援事業

・大熊町等において、貸事業所の駐車場等の整備を行います。

《75百万円（56百万円）（2町2事業）》

#### 《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第65回）《帰還・移住等環境整備（第51回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（第65回）《帰還・移住等環境整備（第51回）》市町村等別の主な事業
- ・別紙3：福島再生加速化交付金（第65回）《帰還・移住等環境整備（第51回）》交付可能額通知対象事業一覧
- ・別紙4：福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の概要

本件連絡先：復興庁加速化交付金班  
担当：北條、坂本  
電話：03-6328-0255

福島再生加速化交付金（第65回）《帰還・移住等環境整備  
（第51回）》市町村等別交付可能額

(単位:百万円)

県及び市町村等名	事業費	交付可能額【国費】
川 俣 町	1 0	7
檜 葉 町	1 4	1 1
富 岡 町	1 1	9
川 内 村	3 6	2 8
大 熊 町	1 4 1	1 0 6
双 葉 町	0. 9	0. 9
浪 江 町	2 3 5	1 7 9
葛 尾 村	2 1	1 6
飯 舘 村	2 5	2 0
福 島 県	7 0 8	5 3 1
双葉地方広域 市町村圏組合	0. 9	0. 9
双葉地方水道企業団	6	4
計 (県、9町村及び2組合)	1, 2 0 8	9 1 3

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。  
端数処理により、合計と一致しない場合があります。

## 福島再生加速化交付金(第65回)《帰還・移住等環境整備(第51回)》 市町村等別の主な事業

※金額は、【事業費(うち、国費)】です。  
※事業番号については、資料【別紙3】参照。

### 楡葉町

- 事業番号:42(農業基盤整備促進事業)
- ・農業基盤整備促進事業(大谷山沢地区外)《新規》  
【14百万円(11百万円)】

### 葛尾村

- 事業番号:42(農業基盤整備促進事業)
- ・農業基盤整備促進事業(野川・上野川地区)《新規》  
【21百万円(16百万円)】

### 富岡町

- 事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
- ・富岡第二産業団地(仮称)整備事業(小良ヶ浜地区)排水事業  
《新規》  
【11百万円(9百万円)】

### 飯舘村

- 事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業)
- ・水稻育苗施設敷地造成事業(飯舘村)《新規》  
【25百万円(20百万円)】

### 大熊町

- 事業番号:8(福島復興再生拠点整備事業)
- ・大熊町西大和久地区復興拠点等整備事業  
【71百万円(53百万円)】
- ・大熊町西大和久地区復興拠点等整備(調節池等整備)事業  
《新規》  
【5百万円(4百万円)】
- 事業番号:47(原子力災害被災地域事業所整備等支援事業)
- ・大熊町産業交流施設整備事業  
【65百万円(49百万円)】

### 福島県

- 事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業)
- ・被災地域農業復興総合支援事業(農業用機械施設等)南相馬市  
【170百万円(127百万円)】
- ・被災地域農業復興総合支援事業(園芸施設整備事業)南相馬市  
【463百万円(348百万円)】
- ・被災地域農業復興総合支援事業(水稻育苗施設整備事業)飯舘村  
《新規》  
【36百万円(27百万円)】
- ・被災地域農業復興総合支援事業(養液栽培施設整備)双葉町  
《新規》  
【39百万円(29百万円)】

### 浪江町

- 事業番号:11(道路事業)
- ・浪江町道路整備事業(都市計画道路六福線)《新規》  
【7百万円(6百万円)】
- ・浪江町道路整備事業(北大坂上反町線)《新規》  
【9百万円(7百万円)】
- 事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業)
- ・野菜等集出荷貯蔵施設等敷地造成事業(浪江町)  
【136百万円(109百万円)】

### 双葉地方水道企業団

- 事業番号:20(水道施設整備事業)
- ・富岡第二産業団地水道管整備事業(小良ヶ浜地区)《新規》  
【6百万円(4百万円)】

## 福島再生加速化交付金(第65回)《帰還・移住等環境整備(第51回)》 交付可能額通知対象事業一覧

事業番号	事業名
8	福島復興再生拠点整備事業
11	道路事業(面整備事業と一体的に施行すべきアクセス道路等)
17	埋蔵文化財発掘調査事業
20	水道施設整備事業
22	放射線測定装置・機器等整備支援事業
23	個人線量管理・線量低減活動支援事業
42	農業基盤整備促進事業
43	被災地域農業復興総合支援事業
46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業
47	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業

(※)各事業メニューの詳細については、復興庁HPをご参照下さい。

URL: <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html>

# 福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

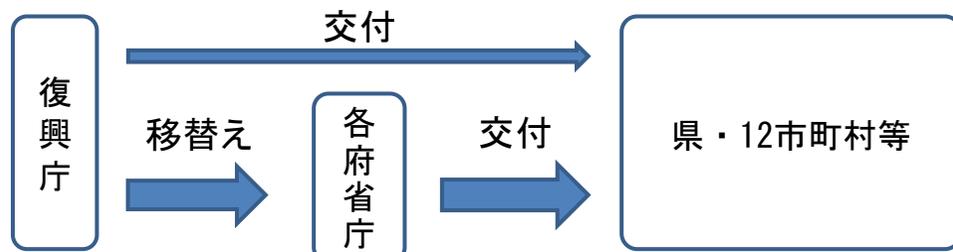
## 事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

## 目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

## 資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

## 事業イメージ・具体例

### (1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

### (2) 主な交付対象事業

#### ① 生活拠点整備

災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園、市街地等の整備

#### ② 生活環境向上対策

水道施設整備、井戸掘削等

#### ③ 健康管理・健康不安対策

モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

#### ④ 社会福祉施設整備

介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

#### ⑤ 農林水産業再開のための環境整備

農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

#### ⑥ 商工業再開のための環境整備

産業団地、貸事業所等の整備

#### ⑦ 移住等の促進

自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業